

○大雪消防組合消防訓練礼式に関する規則

〔昭和52年11月8日〕
規則第6号

改正 平成19年2月26日規則第8号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項及び第23条第2項の規定に基づき定める大雪消防組合の消防職員及び消防団員の訓練礼式は、消防庁において定めた消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。